

## タイ入国のための「Thailand Pass」の運用方針の変更等について（1/9 更新）

令和4年1月10日

在チェンマイ日本国総領事館

今般、在タイ日本国大使館から以下の領事メールが発出されておりますところ、お知らせいたします。

1月8日、タイ政府は、タイ入国のための許可申請システムである「Thailand Pass システム」の運用方針の変更に関する告示（CCSA 指令第2 / 2 5 6 5号）を発表しました。同告示に基づく運用方針の変更のポイントは下記のとおりです。

1 1月9日、在タイ日本国大使館がタイ保健省及び外務省に確認したところ、2021年12月22日より前にThailand Passで隔離免除入国（Test and Go）の入国許可を得た方は、QRコード画面に記載の入国日にタイへの入国が可能です。従って、報じられているような入国日の期限はありません。

2 同告示のポイントは以下のとおりです。タイ政府は、国内外の感染拡大状況を日々確認し、本件措置の見直しを行う旨表明しているところ、今後のタイ政府による措置の急な変更の可能性もあり得ますので、最新の情報収集に努めて下さい。

（1）昨年12月22日付で告示した隔離免除入国（Test and Go）及びサンドボックス・プログラムの新規受付の停止について、次の指示があるまで受付を行わない。

（2）Thailand Pass システムを通じたサンドボックス・プログラムでの入国については、現時点でプーケット・サンドボックスのみ新規申請が可能であるが、1月11日以降、プーケット県に加え、クラビー県、パンガー県、スラタニ県（タオ島、パガン島、サムイ島のみ）を対象とした申請の受付を行う。これらのサンドボックス・プログラムでの入国者に対する防疫措置を次のとおりとする。

●申請時、最低7泊の宿泊施設の予約及び2度のPCR検査について支払い済み予約確認書を提示するものとする。宿泊施設は、当局が定める防疫基準に則した施設に限り、自宅での滞在は認めない。

●入国直後のPCR検査に加え、二度目の検査を行うものとし、入国後5日目又は6日目、もしくは気管支系の症状が現れた場合は直ちに、PCR検査を受検する。

(3) 政府指定隔離宿舎 (AQ) 経由での入国については、引き続き Thailand Pass システムでの申請を認める (注)。

(注) 入国時の健康観察期間の変更の有無を含め更に情報が得られ次第、お知らせします。

(官報原文 <https://www.facebook.com/104752127576785/posts/704366387615353/>)

在留邦人及び滞在者の皆様におかれては、引き続き 3 密 (密閉、密集、密接) の回避・マスクの着用・手洗い等の励行に努め、感染予防に努めてください。なお、邦人の感染情報がありましたら、お手数ですが当館に御一報ください。

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○在タイ日本国大使館ホームページ

[https://www.th.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.th.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

○タイ保健省 疾病管理局 (Department of Disease Control)

<https://ddc.moph.go.th/viralpneumonia/eng/index.php>

○厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○厚生労働省 (水際対策に係る新たな措置について)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

○厚生労働省 (日本における水際対策の抜本的強化に関する Q&A)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html)

○厚生労働省 (新型コロナウイルスに関する Q&A)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

○厚生労働省 (感染症対策の基本)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf>

○TECOT (海外渡航者新型コロナウイルス検査センター) (経済産業省)

<https://www.tecot.go.jp/>

(問い合わせ先)

○在タイ日本国大使館領事部

電話：(66-2) 207-8500、696-3000

FAX：(66-2) 207-8511

所在地: 177 Witthayu Road, Lumpini, Pathum Wan, Bangkok 10330

(ウィタユ通り、ルンピニー警察署と MRT ルンピニー駅のほぼ中間)

◎在留届を提出されている方は、記載事項変更（転居等による住所変更・携帯電話番号や email アドレスの追加・変更等）、または帰国・転出等があれば必ずお知らせください。

◎在留届の提出義務のない3か月未満の短期渡航者の方（海外旅行者・出張者を含む）は、外務省海外旅行登録（「たびレジ」）を、ぜひ活用してください。登録者は、滞在先の最新の渡航情報や緊急事態発生時の連絡メール、また、いざという時の緊急連絡の受け取りが可能です。

・たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

・たびレジ簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

◎緊急事態が発生した際、携帯電話のショートメッセージサービス（SMS）を利用し、在留届や「たびレジ」に登録のあった携帯電話番号に当館より関連情報を送信したり、返信を求める事により安否確認を行う場合があります。本システムでは、原則タイの国番号(+66)を使用し、メッセージは半角英数字（ローマ字）で送信します。

・運用開始について：<https://www.th.emb-japan.go.jp/files/000388576.pdf>

・よくあるご質問：<https://www.th.emb-japan.go.jp/files/000388577.pdf>